

【南島原市】

端末整備・更新計画

(R 7. 3 月現在)

	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度	1 1 年度
① 児童生徒数（見込み）	2,757 人 小 1,766 中 975	2,696 人 小 1,674 中 1,022	2,578 人 小 1,604 中 974	2,470 人 小 1,534 中 936	2,336 人 小 1,453 中 883
② 予備機を含む整備台数 ※予備機児童生徒数 15%	中 1,120 台	小 1,925 台	0 台	0 台	0 台
③ ②のうち 基金事業によるもの	中 1,120 台	小 1,925 台	0 台	0 台	0 台
④ 累積更新率	中 100 %	小 100 %	—	—	—
⑤ 予備機整備台数	145 台	251 台	0 台	0 台	0 台
⑥ ⑤のうち 基金事業によるもの	145 台	251 台	0 台	0 台	0 台
⑦ 予備機整備率	中 100 %	小 100 %	—	—	—

※①～⑦の児童生徒数等にあつては推定値

※更新台数については令和 6 年度時点の予定台数を記載したものであり、実際の更新台数については各年度の予算の議決を経て決定する。

【端末の整備・更新計画の考え方】

本市における 1 人 1 台端末の更新に係る基本的な考え方は、利用開始から 5 年を経過した端末を適宜更新していくものとする。

ただし、次期 OS を Windows OS から Chrome OS に変更するため、令和 7 年度は中学校の端末を一括更新し、令和 8 年度に小学校の端末を一括更新する。

【令和 7 年度 更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について】

○対象台数：中学校 960 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0 台 (※)
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0 台
- ・その他 (教員用端末や予備機として再利用) : 960 台 (※)

※ 更新対象端末は教員用端末及び故障時の予備端末として再利用するものとし、その台数については都度学校と調整を行い、決定する。使用不能となった端末及び不要な端末については、教育委員会で回収し、適宜適切な処分方法で処分を行う。

○端末のデータの消去方法は処分事業者へ委託する

○処分スケジュール (予定)

処分台数が 100 台を超える時期に、小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託する。

○再使用・再資源化の委託については、市長部局と協議の上、実施する。